
■ ご注意！子どもの事故防止（2）

乳幼児など子どもの身の回りで起きやすい事故と、防止するためのポイントについて、2回目の今回も、重症化しやすい「**おぼれる**」と「**やけど**」についてお伝えします。

1 おぼれる事故

日常生活で起こる事故をまとめた東京消防庁のデータ(※)によると、「おぼれる」事故は日常生活の事故の中でも重症度が高い事故となっています。

(※)<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/topics/201410/nichijoujiko/index.html>

(1) 自宅の浴槽での事故

乳幼児のおぼれた場所の第1位は自宅の浴槽となっています。

〈事例1〉 父親が1か月の女兒と入浴していた。母親が様子を見に行ったところ、父親が居眠りをしており、女兒が浴槽内でおぼれていた。（程度 重篤）

〈事例2〉 3歳の男児が祖母と入浴していて、祖母が髪を洗っている間に浴槽内で水没していた。（程度 重症）

〈事例3〉 3歳の男児が兄と母親の3人で入浴していた。母親が兄の着替えをさせていて目を離し、約1分後に男児がおぼれているのを発見した。（程度 重篤）

【浴槽でのおぼれを防ぐために】

- 乳幼児をお風呂に入れている時は、決して目を離さないようにしましょう。ほんのわずかな時間に事故が多く発生していることを知っておきましょう。
- 浴室に子どもだけで入れないようにしておきましょう。

(2) 首掛け式の乳児用浮き輪による事故

首掛け式の乳児用浮き輪とは、“C”形になっている首浮き輪を乳幼児の首に取り付け、ベルトをはめて使用するもので、赤ちゃんだけでも浴槽に入れることができるものです。

この首浮き輪を使って入浴している乳幼児は、楽しそうに見えることから、保護者も安心して、つい目を離した際に子どもが溺れる事故が起きています。

〈事例1〉 自宅の浴室にお湯を35 cmぐらいまで入れて、子ども（4か月）に首浮き輪を付けて浴槽に入れていた。母親はミルクの準備をし、トイレを使用後に浴室に戻ってみると、子どもが浮き輪から抜け、うつ伏せになって浮かんでいた。

〈事例2〉 母親と入浴中、子どもは首浮き輪をつけて一人で湯船の中で遊んでいた。母親は

洗髪で目を離していた。1、2分で音が聞こえなくなったので、見たところ浮き輪で鼻が閉塞し、口は水面下にある状態だった。

【アドバイス】

- 子どもを浴槽に浮かせたまま、自分の洗髪をしたり、浴室から離れたりして目を離したわずかな時間に事故が起こっています。決して少しの時間と油断しないでください！
- 完全に顎が首浮き輪にのっていないと、頭が抜け落ちて溺れる原因となります。また、空気の量が少ない場合も、事故につながる恐れがあります。
- 顎の位置が正しいか、空気がしっかり入っているか、漏れていないか、ベルトが外れていないか、取扱説明書の注意表示をよく読み、安全に使用する必要があります。
- 詳しくは 消費者庁… http://www.caa.go.jp/safety/pdf/141009kouhyou_3.pdf

(3) プールやビニールプールによる事故

乳幼児のおぼれる事故で、自宅の浴槽に次いで多いのがプールの事故です。また、手軽に水遊びができるビニールプールでも事故が発生しています。

プールやビニールプールで水遊びするときは、油断せず、大人が付き添って、子どもから目を離さないようにしましょう。

2 やけどの事故

先の東京消防庁のデータでは、やけどの事故は、成人を含めた全年齢層の中でも、0歳から4歳までが最も多く、全体の3割を超えています。

また、発生場所別では、住宅等の居住場所が全体の約3/4となっています。

(1) スマートフォン充電中のやけど

〈事例〉 スマートフォンを充電中に機器が子どもの頬に触れてやけどを負った。

〈原因〉 スマートフォンは、今までのケータイに比べて、熱を持ちやすく、熱が逃げにくい傾向にあります。特に、充電しながらの使用や、同時に複数のアプリや機能の使用により発熱し、長時間触れることで低温やけどに至るものです。

また充電端子に破損や異物の付着があると、接点部が100℃以上になる場合があります。

〈対応〉 充電時は充電端子の取扱いに注意し、異常を感じたらすぐに充電を中止しましょう。

また、発熱しているスマホは子どもの手や身体が触れないところに置きましょう。

(2) ゆたんぽで低温やけど

〈事例〉 ゆたんぽを使用していたら、低温やけどを負った。

〈原因〉 長時間、ゆたんぽに触れていたため、低温やけどを負ったものです。

〈対応〉 ゆたんぽや電気あんかは、厚手のタオルや専用のカバーなどで包んでも低温やけどを負うことがあります。就寝前に布団から出し、さらにスイッチを切ってください。

〈低温やけど〉 温かいと感じる程度の温度でも、長時間にわたって同じところの皮膚に触れていると「低温やけど」になります。（44℃では3～4 時間、46℃では30分～1 時間、50℃では2～3 分で「低温やけど」になるといわれています。
…山田幸生「低温やけどについて」製品と安全第72 号、製品安全協会）
低温やけどは、暖房器具やノートパソコンなどでも発生しています。長時間、皮膚の同じ部位が触れないようにしてください。また、違和感や熱いと感じたら、直ちに使用を中止してください。

(3) コードに足を引っかけてやけど

- 〈事例〉 カウンターの上に置いて使用していた加湿器が落下し、乳児（6カ月）がやけどを負った。
- 〈原因〉 加湿器の電源コードが床にたるんだ状態になっていたため、乳児が足を引っかけたものです。
- 〈対応〉 電気コードが子どもの足に引っかからないように、子どもの行動範囲には注意してください。また、電気製品を高いところに置いて使用するときは、手で引っ張って落下させることがないように注意が必要です。

(4) ヘアドライヤーでやけど

- 〈事例〉 子ども（11歳）がヘアドライヤーを使用中、電源コードの付け根部分から火花が出て、衣類に穴が開いて腹部にやけどを負った。
- 〈原因〉 収納時にコードを本体に巻き付けるなど、曲げたり引っ張ったりしていたために、コードが断線してショートしたものです
- 〈対応〉 収納時にコードを本体に巻き付けないでください。コードは伸ばして使いましょう。ヘアドライヤーは消費電力（W）が大きいいため、コードに無理な力がかかると断線して危険です。

(5) ヘアアイロンでやけど

- 〈事例〉 3歳5か月の子どもの足が、ヘアアイロンの髪を挟む部分にすっぽりとはまって、やけどをした。
- 〈原因〉 ヘアアイロンは髪を挟む内側しか熱くならないので、電源を入れたまま放置しがちですが、約30秒で100度に達する製品もあり、ほんの一瞬、目を離した隙に子どもがけがをしてしまう恐れがあります。
- 〈対応〉 ヘアアイロンの電源を入れたらその場を離れない、使用中は子どもが近寄らないようにしましょう。

(6) IH調理器でやけど

- 〈事例〉 娘がIH調理器にフライパンを載せウインナーを炒めていた。調理後のIH調理器にまともに手を付いたため、手のひらにやけどを負った
- 〈原因〉 IH調理器そのものは熱を発生させませんが、フライパンや鍋等の熱が伝わり、IH調理

器の天板が高温になっていることがあります。

〈対応〉子どもには、調理中はもちろん、調理後もIH調理器の天板が熱くなっていて危険なことを伝え、絶対に触らないように注意しましょう。

(7) ウォーターサーバーでやけど

〈事例〉幼児（2歳）がウォーターサーバーでやけどを負った。

〈原因〉幼児が温水コックにさわったとき、コックが緩んで湯が漏れたものです。

〈対応〉子どもが温水コックに直接ふれないように注意してください。子どもがやけどを負うと、皮膚が薄いために重傷化するおそれがあります。

消費者庁の“**子どもを事故から守る！プロジェクト**”のホームページでは、お子さんの年齢別、事例別に起こりやすい事故とその防止策について紹介しています。↓

<http://www.caa.go.jp/kodomo/index.php>

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【ネットトラブルに関するご相談は・・・】

消費者ネットトラブル相談窓口

●電 話：097-533-4155（月曜～金曜 9:00～16:00（祝日を除く））

●メール：net-trouble@hyper.or.jp（随時受付）

※携帯電話から送信される場合は「hyper.or.jp」からのドメイン受信を登録して下さい。

●F A X：097-537-8820（随時受付）

http://www.hyper.or.jp/staticpages/index.php/net_trouble

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：0570-064-370 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付していません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話： **097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話： **097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話： **097-536-5000**

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp
